

平成21年度「第2回山梨県男女共同参画審議会」議事録

1 日 時:平成22年2月5日(金)午後2時00分～

2 審議会出席委員

(審議会委員)丸茂紀彦会長・飯窪さかえ会長代理

小澤貴美江委員・久保田範子委員・坂本 等委員・長谷川義高委員・信田恵三委員・鳥養映子委員・萩原雄二委員・深澤紗世子委員・藤谷秀委員・星合深妃委員

12名出席

(事務局等) 窪田室長・河野課長・渡邊総括課長補佐・依田課長補佐・斉藤主査・小澤副主査

(進 行) 渡邊総括課長補佐

3 会議次第

(1)開会

(2)会長あいさつ

(3)議 事

① 平成21年度 山梨県男女共同参画年次報告書について

② 平成21年度 配偶者からの暴力及び被害者保護に関する施策の状況について

③ 平成21年度 山梨県立男女共同参画推進センターの管理運営状況について

④ その他

(4)その他

4 概 要

◇ 開 会

◇ 県民室長あいさつ

◇ 会長あいさつ

◇ 事務局から

・本日の会議は、委員数14名中12名が出席しており、委員の2分の1以上の出席となっていることから、山梨県男女共同参画推進条例第22条第10項の規定により、会議を開催する。

◇ 議 事(条例第22条第9項により、会長が議長)

(1)平成21年度 山梨県男女共同参画年次報告書について

議 長 ●「平成21年度 山梨県男女共同参画年次報告書」について事務局から説明願う。

事務局 ●〈平成21年度 山梨県男女共同参画年次報告書の内容について説明〉

議 長 ●御自身の活動分野等をふまえて、今の説明について何か御意見、御質問などあるか。

委 員 ●P7 図2-2の表の「市町村の審議会等における女性委員の推移」について、この中で、審議会の中で、女性の委員長はどのくらいの数があるのか。御存じであれば伺いたい。

事務局 ●現在資料等が用意してないので、改めて調べて、データがあったら、お伝えする。

委 員 ●P43 の表中の下から 2 番目「男女共同参画宣言市町村数」について、H21 年度中に、県内の市町村で新たに宣言をした市町村があったら伺いたい。

- 事務局 ●平成 21 年度で宣言市町村はない。
この表にある2市町村というのは、都留市と南アルプス市が宣言をしている。
現在、各市町村にはお願いをしているところ。市町村の動きとしては、笛吹市、北杜市で宣言を考えているということも聞き及んでいる。
- 委員 ●関連として、男女共同参画宣言をするというのは、行政の理解が必要であり、一部の住民だけでなく、個々の地域住民たちが男女共同参画を進めていくという思いの集大成として、男女共同参画宣言都市を行うという流れになれば良いと思う。
議会でも、条例を制定するなどして盛り上げていただき、今後できるだけ多くの市町村で宣言をしていただけるように県からも指導をお願いしたい。
- 事務局 ●宣言については、議会側から提案する場合と住民側から提案する場合がある。
今後も、市町村との担当者会議等を利用しながら、できるだけ多くの市町村が宣言するように働きかけていきたい。
- 委員 ●P3 の「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて、現在、山梨県ではどうであるか。
- 事務局 ●この資料は、直近の H17 県民意識・実態調査の結果を掲載している。
最近の調査結果によると、全国的な流れは、「賛成」とする者の割合よりも、「反対」とする者の割合が増えている。H17 に実施した本県の調査の結果とは逆転している結果がでている。
- 委員 ●本県における管理職、特に県の職員の管理職の詳細について、教えてほしい。
- 事務局 ●P9 に掲載してあるとおりである。
ここでの「管理職」は、いわゆる「管理職手当をもらっている職員」全員ではなく、「本庁課長」相当以上の職員であって、「管理職手当をもらっている職員」全員を指すのではない。
- 委員 ●その人数が H21 年度 3.3% ということで、その中に「管理職手当をもらっている職員」全員が、この数字に含まれているわけではないという理解でよいか。市町村の「管理職」の状況のデータも、同じ考えで良いか。
- 事務局 ●すべて国からの調査に基づき調査を行っているため、「管理職」の定義は同じである。
- 委員 ●「山梨県男女共同参画計画」数値目標 12 「男性の育児休業取得率」について、若干ではあるが、男性の育児休業取得率は上がってきているということだが、女性の育児休業取得率も上がってきている。全体的には育児休業に対する認識は高くなっていると思う。
その中で男性の育児休業を取得している職種は、どういう分野の職種の人が取得しているのか。数としては多くはないと思うが、具体的な内容を説明していただけるか。
- 事務局 ●具体的にどのような職種の人が取得しているのかは把握していない。
- 委員 ●男性の育児休業の取得については、職場の環境や職種によっても違いがあると思う。
取得できるような職場や分野など、もう少し把握しながら施策に反映させていただきたい。
- 委員 ●全体的な指標を見る中で思ったことだが、男女共同参画社会について、条例の制定、参画計画の策定がされた時点では、大変評価されるが、それ以降はあまり関心をもってもらえない。
しかし女性は、常に様々な分野で、社会への貢献活動を行っている。男女共同参画という

(委員) 視点から見ると、社会貢献をしている割には、男性社会の中で、議員などの施策の決定過程に参画している女性は少ない。

こういう女性の数が少なくなっている推移について、この表(P7)からうかがうと、数字が下がる時点において、市町村の合併問題の影響がある。今後広域化している行政の中で、28市町村の中で、男女共同参画推進を、どのように「主流化」していくのか。最近影が薄れていっているのではないかと感じることもあるため、県では、このあたりがこれからの課題になるのではないかと。

市町村においても、計画策定等は進んでいるが、そういうものを地域の中に「街づくり」という観点の中で、どうやって取り込んでいくのか。市町村の現状は、男女共同参画推進を進めていく方向になっていない。

特に男女共同参画推進のリーダー的な役割をもった人を委嘱して、男女共同参画を推進しようとしている市町村もあるが、その人たちと県が委嘱した男女共同参画推進リーダーとの絡みについて整合性を求めていく必要がある。

これからは世代を超えて、地域の中のコミュニティの「絆づくり」を形成していかななくてはならない。その主流になるのは、「男女共同参画推進」「ともに生きる社会づくり」であり、もう少し男女共同参画推進を「街づくり」に絡ませて、これからは県も市町村も取り組んで行かなくてはならないのではないかと今年度の報告書を見て思った。

事務局 ●国では地域における男女共同参画の推進について、今までは知識を習得する、啓蒙する事業を中心に考えていたが、昨年度あたりから、これからは、啓蒙は継続しながら、地域の中にある課題を解決するための方策を習得させるということ、中心の施策にしていかななくてはならないという趣旨のことを言われている。

当然知識の習得というのは大切であるので、地域の課題の解決をするという活動の中で、いわゆる「街づくり」などという課題に絡ませて、男女共同参画の視点で活動するということが必要である。

県が市町村、男女共同参画センターと関わりながら、いかに男女共同参画を進めていくのかを検討していきたいと考え、今年1月には意見交換会を行った。今後も県、市町村、男女共同参画推進センターの3者が連携しながら、各市町村の中でも男女共同参画を推進していく地域づくりや人づくり等の方策を考えていきたい。

委員 ●先ほど、地域に根ざした活動が必要ではないかという意見も出されたが、そのとおりだと考える。

笛吹市では2月28日に「ふえふき市民協働・男女共同参画ふおーらむ2010」を開催するが、まさしく行政の市民活動支援課と男女共同参画課が中心となり、それと市民を巻き込んだ初めてのフォーラムを行う。準備の時期が短かったため不安はあるが、今後は、市民が中心となって計画し、市民が行ってみたいと思うフォーラムを計画・開催することが必要であると思う。

今までは行政側が主体となって企画した内容に、市民が参加するという方法であったため、魅力があまりなかった。今からは市民も一緒に考えて企画の段階から参加するという形

(委員) に市民の意識も変わらなくてはいけない。

P26 の(4)「多様なライフスタイルに応じた保育サービスの整備」欄の中で、数値目標の3つがここに書かれているが、これはあくまでも代表的な例であって、県内では、現在はこれ意外にもたくさんの保育サービスが行われている。

ここに記載のある「子育て支援コーディネーター」は、県の社会教育課が国の助成を受け、5年かけての養成し、平成21年度末でその数が200人になった。

この事業は5年を経て国の助成が終わるので、事業は終了したと聞いている。いつも感じるが、養成講座のような事業を行っても、その事業が終了すればそこで終わってしまう。国の助成が終わっても、山梨県は養成した人材をどうやって活用するのか、養成した人を養成して終わりということにしないでほしい。行政はどうしても縦割りになってしまうが、この事業は教育委員会で行ったが、せっかく養成した人材を、部局や課を乗り越えて活用できるようにできないか。今後行政においても、ますます財政が厳しくなってくる中で、臨機応変に変わっていかないとならない。

今後は、県全体として事業を活用することにより、地域の良さなども踏まえながら、事業ができるのではないかと思う。ぜひ子育て支援コーディネーターの活用してもらいたいと思う。

事務局 ●最初の話について、「市民との協働」という観点でいうと、県民生活・男女参画課でも NPO 等と行政との協働の重要性は十分に認識していて、協働の活動を一層推進していくために、2月9日に「協働による地域づくりセミナー」を行う。皆様もぜひ御参加を願いたい。

また、子育て支援コーディネーターについては、関係課に情報提供する。

委員 ●P5 について、男女共同参画推進センターの開催講座受講者数の中で、「出前講座」は地域において要求が多いが、「地域づくりセミナー」はほんのわずかである。

地域の要求が強い「出前講座」について、今後は講座の質、そして社会教育の視点を取り入れながら、地域の中での地域づくりのリーダー育成等を入れていくように、もう少し考えてほしい。

そのことは、男女共同参画の拠点施設である男女共同参画推進センターのあり方でも言われると思う。私も、NPO 法人に関わっていて、センター事業の中で、男女共同参画推進の主流になる事業を積極的に組み込んでいる。

さらに、今後は男女共同参画の拠点施設と社会教育施設の両面を兼ねながら、地域と一体となって、男女共同参画を推進していくことが必要であると思う。

(2) 「平成21年度 配偶者からの暴力及び被害者保護に関する施策の状況について」

議長 ●「平成21年度 配偶者からの暴力及び被害者保護に関する施策の状況について」について事務局から説明を願う。

事務局 ●〈平成21年度 配偶者からの暴力及び被害者保護に関する施策の状況について説明〉

議長 ●特に今年度は、DVIについて、力点を置いていくということであるが、委員の皆様から何か御意見、御提言をいただきたい。

委員 ●第2次計画を作って1年目にあたり、特にDVIに関して相談もさることながら、その後の対応

(委員) 体制がいかに連携をとれているか重要である。特に私が業務で関わる中で、どこでどういう相談がなされたかが重要である

DV相談は、単に女性のだけの問題だけでなく、子どもの問題も関わり非常に複雑であり、またDVを行っている男性(配偶者)についても、ただ取り締まれば良いということではない。そちらのケアを含めて総合的に考えなくてはならない。

単に相談をして、相談ができる体制ができたというだけでは、きわめて不十分であると言える。そういう意味で今回は初年度なので、こういう内容だと思うが、今後、各関係機関との連携、各種懇談会等を通じての連携等を考えていくのか伺う。

事務局 ●男女共同参画推進センターの中にある配偶者暴力相談支援センターについて言うと、基本的には相談窓口である。

相談を受けた後、その相談の内容によって、一時保護が必要であると判断した場合は、女性相談所につなげていく。身の危険が伴えば、同行支援を行う。あるいはさらに危険な状況と判断した時は、警察へ連絡して保護を行ってもらう。また女性相談所での保護施設がいっぱいになった場合には、民間の保護施設シェルターにも協力を求めていくという体制になっている。

国・県・市町村・民間・医師会等関連の機関が集まって協議会を作っていて、その中で、様々な問題を協議している。私どもの関係機関と言うことで、今回は「ぴゅあ総合」に限って内容を絞って報告をしているが、今後も継続して女性相談所、警察等の関係機関との連携を図っていく。

委員 ●平成21年度の12月の相談件数の数が増えていることについて、一度相談をした相談者が、再度相談をしてきているという説明があったが、そのことは、相談してもなかなか解決していないと理解するが、そうであれば、相談のケアの仕方を考えた方がよいのではないかと思うがいかがか。

事務局 ●実際の相談者について、中には1日のうちで、何回も電話してきて、電話をかけること自体が目的の方も含まれている。

委員 ●その相談は、DVが疑わしい内容ということか。

事務局 ●当然、中には難しい問題で何回も継続して電話してくる方もいるが、大体は、DV相談ということで電話をかけてきて、相談員が内容を聞いて解決しても、同じ方がさらに別の内容で、時には苦情のような内容も含んで電話をかけてくることもあった。

相談のケース検討については、専門のアドバイザーに指導を仰いで、事例研究を行っている。

委員 ●相談の状況で、DVに関する相談に関するデータの出し方は、これではだめだと思う。

相談の実際のニーズ、延べ相談件数、相談内容事例、その相談に対する対応がどうであったか。そういうデータをすべて出さないと判断できない。

この数字を見て、「なんとなく多い」というのでは、詳細な内容がよくわからない。

その他、実際に相談に来たのが、DVを受けている本人なのか、その家族・関係者なのかということも重要であり、そういうデータをすべて出さないと分析にならないと思う。

- (委員) それが増った上で、相談を受けた人が相手に対してきちんとした対応ができているかを考えていかなければならない。
- また、一番重要なのは、相談を受けた人がどれだけ力量があるかということ。どういう人を配置しているのかわからないが、研修を1回受けているようであるが、先ほど言ったとおり、様々な機関との連携や、相談に来た人に対して適切な対応をしていることが、非常に重要なことなので、人材の育成、配置、専門性を持ってもらうことが重要であると思う。今の現状がわからないが、不十分ではないかと考える。
- アドバイザーをつけているということだが、相談を受ける方の研修や対応などどうなっているのかを伺いたい。
- 事務局 ●相談に来たのが、本人なのか関係者であるのかの統計データは別途ある。
- 相談員については、昨年度までセンターで相談業務を行っていた相談員が、継続して業務にあたっている。その方は、もともと福祉関係の相談業務に携わってきた方なので、経験は積んでいる。
- 女性相談所との連携が一番多く、アドバイザーの方は、両施設の相談員に指導をしているので、両者で対応が違うこともないと思う。
- 委員 ●実際に解決に至った例はあるか。
- 事務局 ●あると思うが、具体的なことは把握していない。
- 委員 ●11月16日の講演会に参加したが、今までDVに関して知識がなかったので、他の会議に参加したり、資料を見たりして、少しずつ知識として身につけてきたと思っていたが、この講演会で初めて「DV被害を受けていました」という方に会った。
- 現状、地域の中でなかなかそういう方と会う機会がなかったけれど、講演した方だけでなく講演を聞きにきた方の中に、「実際被害を受けています。」「受けていました。」という方がいてその方が質問や自分の被害体験の話をして、少なくともあの場に参加した方々は、色々考えさせられたと思うし、特に地元に住んでいる私たちは、現状にこういうことが身近で起きているのだということを実感できた。
- 今まで知識だけで理解していたが、この講演会で被害に遭っている人に会えたことで、衝撃を受け、またこの方以外にも、他にも被害を受けているという方が大勢いるのだと実感した。これからも積極的にこのような講演会を行って欲しい。
- 委員 ●以前、業務で社会教育に関わったことがあり、社会教育課が主体となっている「かるがも」という電話相談事業の関係で、各関係機関と関わりをもった。
- 先ほど丸茂会長から「今年度は、DVについて力点を置く。」というお話もあったが、そうであれば、もう少し内容が見えるような資料で審議しないと、意見を言いようがない。
- 先ほども他の委員から話があったが、具体的にどのような相談体制になっているか、相談件数、相談内容がどうであったか。例えば、相談時間を延長したことは、どのような背景であったからなのか、どの時間帯に相談が多かったから時間を延長したとか。
- また、今年度のDVの取組はこういう方針なので、この講演会はこの講師でこういう講演内容であったという説明があればわかりやすい。具体的な説明を含めた資料等が欲しかった

(委員) と思う。

事務局 ●DV事業は、複数課で関わっているのですが、この場ですべての内容に回答はできない。
データについては、この場で内容を掘り下げて分析等を説明する趣旨ではなかったため、今回はこのデータで説明を行った。

この場では、昨年度計画を策定して、その後のDVIについての状況を報告したが、今後、DVIに特化した詳細な内容ということであれば、詳細な資料を用意して説明をしたいと思う。

(3)「平成21年度 山梨県立男女共同参画推進センターの管理運営状況について」

議長 ●「平成21年度 山梨県立男女共同参画推進センターの管理運営状況について」について事務局から説明願う。

事務局 ●〈「平成21年度山梨県立男女共同参画推進センターの管理運営状況」について説明〉

議長 ●では、何か質問意見はあるか。

委員 ●男女共同参画社会を推進していくためには、幼少期から、性別にとらわれない男女平等である学校教育が必要ということが根底であり、この審議会の委員として私がいるのだと思う。先程来、委員や事務局からの様々な話を聞いている中で、改めて、小さい頃からの教育は非常に重要であると痛感した。

今年度、男女共同参画推進センターが、指定管理者制度を導入したが、昨年までは、講座の企画等の業務に、学校の教員が派遣されていた。

教員がセンターに勤務することは、センターで行うこと、行ったことを学校現場へつないでいく、連携していくという重要な役割があったと思う。

しかし今年度指定管理者制度になって、教員はいなくなったが、男女共同参画推進センターへの指定管理者制度の導入という関わりの中で、昨年度以前と変わったことや影響があったら具体的に教えてほしい。

事務局 ●能力的に云々ということではないが、勤務した先生方の持っているネットワークは素晴らしいものがあつた。

例えば出前講座を例にとると、学校との連携の中で授業に活用したり、学校現場においても、学校の現状を把握した企画内容ということもあり、取り組みやすいというような環境があつたと思う。

委員 ●今の御意見の中で、センターの運営の中でも、教職に関わる先生方が企画担当リーダーとして、業務に当たっていることは、講座の中身について、専門的な知識があるので、講座の企画や講師の選定、講座内容の運営のサポーターのような役割も担当していただき、利用者たちとも非常に良い関係が作られていた。

さらに、公共の施設で多くの方々と接した経験からいろいろな視野を広げたり、人間関係を深めていく中で、先生方にとっても、学校現場に戻ったときにとっても有益で、素晴らしいポジションであつたと伺っていた。そういう意味で、学校教育と社会教育のつなぎの場として、センターに教員を配置することは良い制度だつたと私は思っている。

民間になり、教員もいない中で、それを補完する意味もあり、今年度、運営・サポーター制

(委員) 度を導入した。
そのことが、その部分をフォローができるのかわからないが、この制度は、民間の人が多く、専門的な人がメンバーになっていないので、これからは、運営協議会の機能化について、力を入れていく方がよいと思う。

「サポーター制度」というのは、言葉のニュアンスからも、誰でもできると受け取られてしまうが、もっと専門性を持って、企画でも民間の声を吸い上げるような人をいれながら、進めていく必要性がありはしないか思っている。しかし県でも、以前のようにセンターでの先生方の活用について、考えてもいいと思う。

委員 ●満足度調査の結果ですが、何人くらい調査をしたか。

事務局 ●毎月100人程度、9ヶ月で900人くらいである。

(4) その他について

議長 ●それでは、今までの議題以外に他に何かあるか。

委員 ●P12の真ん中に自治会長・区長に占める女性の割合 H23年度末2.0%とあるが、これを見て最近感じていることを述べる。地域の自治会の役員改選がありそれにあたり、調査が行われ、世帯主の氏名を書くところはあるが、配偶者の氏名を書く欄もなく、他には、「同居人数」だけを書く欄があった。

こういう調査は、依然として、旧態依然とした項目立てで調査が行われており、こういうことから改革していかないと女性が自治会長や区長に出て行く足がかりにならないように思う。

自治会の中では、女性は常に栄養改善や生活改善の役ばかりである。

こういうことは地域の市町村に言わなくてはならないことであるが、県でも地域の実態について知っておいてほしい。

事務局 ●市町村において、「調査」といってもいろいろな目的や方法があるため、県の指導は難しい。

委員 ●今の発言の方は、中巨摩地区の3市1町の中で、自治会の民主化ということを進める中で、「男女共同参画」を柱として取り組んでいる。特に、「自治会の中の協働」という視点で活動している。

小さい単位での自治会の中で改革をしていかななくては、男女共同参画を浸透させるという目的を達成できないということを感じているので、先ほどの発言につながったと思う。

そういうことが積み上げられて、市町村の中での男女共同参画活動が、点から線になって、線が面になっていき、県全体の女性の参画率も高くなっていくと思う。

自治体の中のことは、県は指導できないので、民間のNPOやボランティア団体が共同体を保ちながら推進していくことで、「地域づくり」、「街づくり」が進んでいく。さらに、市町村の首長たちが目覚めると、その運動はさらに推進されてくると思う。

県でもこういう実態があるということだけでも承知いただければ良いのではないかな。

委員 ●どこの市町村でも「男女共同参画の推進委員会」がある。私も地元で関わっているが、県内の市町村でも温度差があって、我が市のやり方は、住民主体で進めて、そこに首長が関わ

(委員) 行政と関わっているという体制を作り推進している。

推進委員会の委員の中に、当然自治会の役員を入れ、その中で、自治会についての問題は、必ず意見が出てくる。

委員会の中で、自治会の様々な問題があるということを、ディスカッションさせて、問題点を浮かび出させることで、お互いに問題点を自覚させる効果がある。

先ほどの委員の市町村でも、地元の推進委員を通して、推進委員会に対して働きかけをしていったらいかがか。

委員 ●民間の活動も大切であるが、28市町村の首長や担当職員の認識や意欲にもよる。先ほど、市町村でも意識の格差があるということもあるが、職員も含めて「行政との協働」が必要であると思う。市町村長が任命する男女共同参画推進委員と知事が委嘱する男女共同参画の推進リーダーとが横の連携をとり、どのように共同体を作っていくかという働きかけを今から考えていかななくてはならない。

みんな思っているけれど、現実なかなか進まないのが現状。

委員 ●P12の先ほどの自治会長・区長に占める女性の割合 H23年度末2.0%であるが、目標自体が非常に低いと思った。

先ほどのような、地域の事情のというのは、自治会長たちが集まって会議を行っても、御存じないだろうと思う。そういう意味で、今回「DV」にこの審議会が力点を入れたということは、こういうネガティブな側面を改善していこうということにつながっていくと理解している。

男女共同参画を阻害する要因と考えられるものを、一部の自治会に「こうなさい」と言うだけでなく、こういう事例は、目標の達成や男女共同参画を推進するために阻害要因になっているのではないかという事例を集めて、それを県として発表していただくというのも、良いことではないかと思う。地域に帰って議論しなさいというのでは、なかなか進んでいかないのではないか。

議長 ●意見もないようなので、以上で本日の議事をすべて終了する。議事進行への協力に謝礼
以上をもって、平成21年度第2回会男女共同参画推進審議会を閉会する。

事務局 ●謝礼。